

報告事項イ

国登録有形民俗文化財の新規登録について

国登録有形民俗文化財の新規登録について、別紙のとおり報告します。

平成27年1月19日

鳥取県教育委員会教育長 山本仁志

国登録有形民俗文化財の新規登録について

平成27年1月19日
文化財課

平成27年1月16日（金）に、国の文化審議会（会長 宮田亮平）から文部科学大臣に下記2件の文化財を有形民俗文化財として登録するよう答申されました。

記

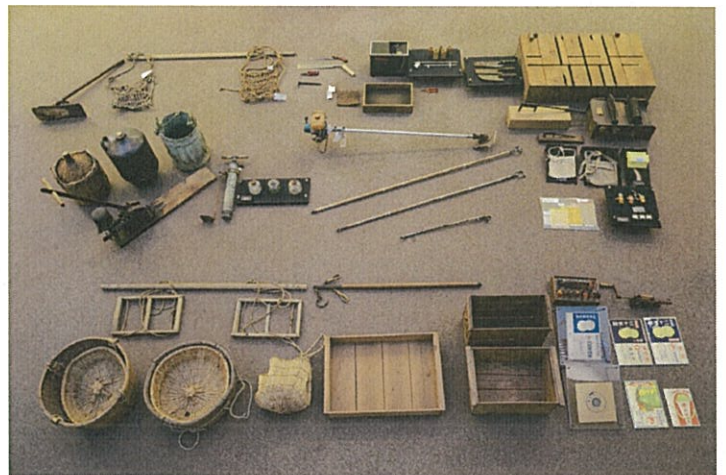
【鳥取の二十世紀梨栽培用具】

- 1 所有者 鳥取県（鳥取二十世紀梨記念館保管）
- 2 所有者の住所 鳥取市
- 3 員数 1, 104点
(内訳) 栽培用具 280点 収穫出荷用具 824点

4 文化財の概要

①文化財の特色

本件は、鳥取県において明治後期から栽培されてきた二十世紀梨の栽培用具の収集である。栽培に用いた各種用具が揃っており、当地の産業として重要な役割を果たしてきた梨栽培の実態を理解するうえで貴重である。また、養蚕業からの移行を示す資料を一部含んでおり、生業の変遷をうかがうことができるとともに、梨栽培にとって重要な病菌害防除のための用具もあって、近現代における果樹栽培技術の発達の様相を示すものとして注目される。



鳥取の二十世紀梨栽培用具（一部）

②文化財の説明

本件は、鳥取県の二十世紀梨に関する栽培用具を収集したものである。青梨とも呼ばれる二十世紀梨の栽培は、明治後期にはじまるが、後に昭和初期になって衰退していく養蚕の後継産業として位置づけられ、盛んになっていく。現在では鳥取県の特産品として全国的に知られ、国内生産量の全国第1位を誇っている。

栽培用具としては、鋏、剪定鋏、授粉筆、袋掛け用具、消毒器具、収穫や出荷の際に用いた籠や計量具、商標ラベルなど、一連の作業具及び出荷具から構成されており、その使用年代は明治後期から昭和期までである。

二十世紀梨の栽培にとって、果実を腐落させる黒斑病への対処は最大の課題であったが、この防除法として、果実を紙袋で被覆する袋掛けの技術は革新をもたらした。袋掛け用具のなかには、袋を裁断するための包丁や袋に撥水加工を施すための塗油機などがあるが、これらは養蚕具を転用、改造したものであって、養蚕業との連続性も見受けられ、特色あるものとなっている。

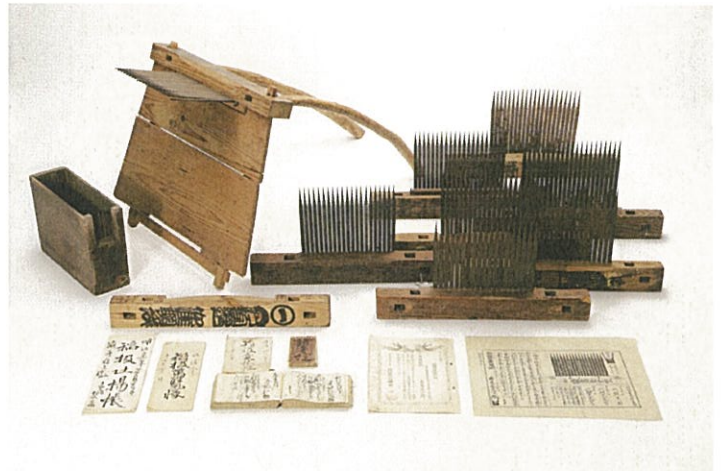
【倉吉の千歯扱き及び関連資料】

- 1 所有者 倉吉市（倉吉博物館保管）
 2 所有者の住所 倉吉市
 3 員数 212点
 （内訳）千歯扱き 147点 関連資料 65点

4 文化財の概要

① 文化財の特色

本件は、江戸中期から製造されはじめ、全国的に流通した倉吉の千歯扱きとその関連資料の収集である。生産地の特色をよく示しているとともに、千歯扱きとその製造の実態を理解するうえで貴重である。また、製作年が明らかでないものも多く、千歯扱きの形態的な推移を知ることができ、脱穀用具の発達や稲作技術の変遷を考える上で注目される。



倉吉の千歯扱き及び関連資料（一部）

② 文化財の説明

本件は、倉吉の千歯扱きとその関連資料を収集したものである。倉吉は良質な鉄が採れたことを背景に鍛冶集団を有し、早くから量産体制が整っていたことから、千歯扱きの一大産地となった。特に、大正初年には全国生産量の約80パーセントに及んでいる。しかしながら、大正末期に回転式の足踏脱穀機の普及をみると、一気に衰退していった。

収集された千歯扱きの多くは、製造年が銘記されていることから、江戸後期から大正期までのものを確認できるうえ、平打ひらうちと称する角ばったものから甲丸打こうまるうちと呼ぶ半円状のものへと、穂（歯）の形状が推移していく様相がよくわかる。

関連資料としては、引き札（広告紙）や行商日記などがあり、倉吉の千歯扱きに関する販売方法のほか、販路や商圏など、全国に普及していった実態を読み取ることができる。

○今回、国で答申が行われた登録有形民俗文化財の登録件数

	現在の件数	今回の答申件数 〈新規登録〉	登録後の件数
登録有形民俗文化財	33件 (1件)	4件 (2件)	37件 (3件)

※（ ）は鳥取県分

※既登録の1件は、佐治の板笠製作用具及び製品（平成22年3月21日登録）